

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

植民地宗主国と第三世界における冷戦： モロッコ独立とスエズ危機の事例から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): 冷戦, 脱植民地化, 植民地宗主国, 北アフリカ, 中東 キーワード (En): 作成者: 池田, 亮 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00006048

植民地宗主国と第三世界における冷戦*

— モロッコの独立とスエズ危機の事例から —

池 田 亮

要 旨

従来、第三世界における冷戦は、主に米ソ冷戦の観点から研究されてきた。その中でヨーロッパ宗主国は、米ソが植民地解放と新興国の国家建設に協力する中、勢力の後退を強いられる存在として描かれてきた。しかし本稿は、旧宗主国が現在でも旧植民地で一定の影響力を保っており、かつアメリカにとっても冷戦の遂行上、重要な同盟国であったことに注目する。事例としては、フランスによるモロッコの独立承認と、スエズ危機におけるイギリスの対エジプト攻撃を取り上げ、両国の動機を検討する。それによって、第三世界における脱植民地化への英仏の対応は、冷戦政策の側面をも持っていたことを指摘する。それぞれの決定は、モロッコと中東のアラブ諸国が、中立主義を選択するのを防ぐためになされた。それらの国を西側陣営に留め置き、重要な資源を安価に供給させ、自国の資本主義経済の繁栄を維持することが、宗主国、特にイギリスの目的であったと考えられる。

キーワード：冷戦、脱植民地化、植民地宗主国、北アフリカ、中東

はじめに

冷戦の終焉から20年以上が経過した現在、冷戦研究は活況を呈している。ウェスタッド (Odd Arne Westad) の研究を契機として、近年の研究動向の一つは、第三世界における冷戦への関心が高まりである。さらに、マクマン (Robert J. McMahon) 編集の近刊書もまた、この論点を正面から論じている。この二つの書に代表される、先行研究に共通する特徴は、米ソが植民地地域の独立を政治的に支持したこと、そして独立を果たしたばかりの諸国に軍事・財政援助を繰り返すという冷戦が展開されたことを指摘する点である。ウェスタッドは、米ソは第三世界を西欧の植民地支配から解放して、資本主義と共産主義というイデオロギーに基づく政治経済体制を樹立しようと努めたと議論する。そして米ソの介入主義が、第三世界諸国における政治・社会・文化変容を生じさせたことも強調される。またマクマンは、ウェスタッドの主張に同意する一方で、第三世界諸国の一部が東西双方の陣営から援助を得ようとしたことが、米ソを困惑させた¹と強調する¹。

これらの研究が冷戦研究の視野を広げたことは間違いないが、問題点も指摘できる。それは、対象となっている冷戦があくまで米ソ冷戦に限定されているため、取り上げられている事例が両者の少なくとも片方が積極的に関与している事例に限定されていること、および植民地宗主国であった西欧諸国がその冷戦にどのように関わっていたかが不明確な点である。こうして分析対象が限定されていた関係上、第三世界で冷戦が展開された事例として挙げられるのは、アメリカの関与が明白なアジア・ラテンアメリカと、アフリカ・中東の一部の地域に限られることとなった。英仏などが宗主国として支配してきた旧植民地地域の多くは、冷戦研究の対象からは除外されてきたのである。さらに、このような先行研究では、旧宗主国は帝国の撤退を甘受しなければならない、受け身の存在として描かれてきた。アメリカは第三世界諸国がソ連を頼ることを恐れ、植民地からの撤退を嫌がるヨーロッパ宗主国と対立した。冷戦は第三世界諸国の世論の支持を獲得する競争であり、宗主国はこの点に敏感になって脱植民地化を急ぐべきだとアメリカは絶えず圧力を加えた。そして第二次大戦後、米ソに比して経済的地位を低下させた宗主国では、植民地での独立運動を抑圧するコストを支払うことに国民が支持を示さなくなり、政府は撤退を選択せざるを得なかったと²、この議論は続く。

この分析枠組みに従えば、アフリカの多くの地域や1950年代くらいまでの中東では、米ソの直接介入が限定的であったため、冷戦は非常に限られた役割しか果たさなかったことになる。だが西欧の植民地宗主国は、西側同盟においてアメリカの重要な同盟国であり、同時に独立後も一定程度の影響力をかつての植民地地域で保持してきた。米ソの対立が厳然と存在し、西欧諸国が両者の狭間で苦境に立たされたことは確かだが、他方でアメリカとの協力関係も存在し、第三世界における冷戦においても積極的な役割を果たしたと考えるのが妥当であろう。こうした冷戦において、旧宗主国はどのような役割を果たしたのか。植民地支配から比較的平和裏に独立を果たし、その後も米ソの明示的関与が見られず、ヨーロッパの影響力が依然として根強い地域、例えばアフリカの大半の地域を、冷戦の枠組みで分析することは可能だろうか。

本稿の目的は、モロッコの独立とスエズ危機という二つの事例を取り上げることで、第三世界における冷戦に関する分析視野を広げることにある。両者はいずれも1955年から56年に、チェコスロヴァキア・エジプト武器取引協定を重要な契機として発生した事件である。どちらにも米ソの積極的関与は見られず、従来の冷戦研究では大きく取り上げられることはなかった。しかし、モロッコの独立は、その後に相次ぐ植民地独立の嚆矢となった事件であった。その後に相次いだ植民地の独立承認は、モロッコをモデルケースとして、宗主国が影響力保持のために採用した政策だと評価できる³。後者は、エジプトがスエズ運河国有化という新興国の武器を行使した事件であり、今後の旧宗主国の対応を占う重要な試金石でもあった。この戦争について先行研究は、第三世界世論の動向に敏感な米ソがエジプト擁護に回った一方で、それを理解しないイギリスは帝国権益に固執してエジプト攻撃を敢行し、惨めな外交的敗北を喫したと

指摘してきた。

筆者は既に、この二つの事例についていくつか論考を発表しており⁴、詳細な実証はそれらに譲る。モロッコの独立承認は、フランスが勢力を駆逐されたことを意味するのではなく、同国をフランスの勢力圏に留め置くためになされた決定であったと議論される。またスエズ危機において、最終的にイギリスがエジプト攻撃に参加した理由は、国有化された運河を武力で奪還しようと試みたからではなく、中東の石油権益を防衛するためだったと議論される。本稿ではこれらの議論に依拠しつつ、仏英それぞれが、なぜモロッコの独立を承認し、なぜスエズ戦争を敢行したのか、冷戦の文脈で両国の動機を論じたい。それにより、第三世界で展開された、米ソ冷戦に留まらない新しい冷戦像を示すことができると考えている。以下では、第一章と第二章でモロッコ情勢を扱い、第三章と第四章でスエズ戦争にいたる国際関係を扱う。もとより、二つの事例だけで第三世界の冷戦と旧宗主国の多様な関係を一般化することは不可能である。本稿の議論は、限られた事例に基づいた試論であることをお断りしておきたい。

1. モロッコの国内自治

モロッコは、20世紀初めからフランスが保護国条約に基づいて支配してきた。第二次大戦後、1952年12月に国連総会が、自治体制樹立に向けて改革を行うようフランスに勧告したものの、フランスは何ら改革に踏み出さずにいた。1954年7月にフランスは姉妹国家であるチュニジアの国内自治権を承認したが、モロッコでは何ら進展が見られなかった。だが1955年夏、モロッコ情勢は緊迫度を増していた。その理由は、第一に、モハメド五世 (Sidi Mohammed Ben Youssef) が1953年8月に廃位されてから二周年が近づいていたことである。これは、近代化を進めるモハメドと保守派豪族のエル・グラウイ (Si T'hami el-Glaoui) の対立に起因する事件であり、後者の支持に依拠してモロッコを統治していたフランスは、後者を支持せざるを得なかったのである。廃位はモロッコ人を憤激させ、それに同調するアラブ諸国がフランス非難を繰り返していた。第二に、同年秋の国連総会でモロッコ問題が取り上げられる可能性が高まっていたことである。廃位後、フランス人入植者および親仏的な現地協力者へのテロ活動が発生したが、1955年に入り激化していた⁵。加えて、4月に開催されたバンドン会議に見られるように、アジア・アラブの新興国が反植民地主義を鼓吹していた。1952年末以来、アメリカは北アフリカ問題に関する国連での議論に消極的であったが、新興国の活動を見てこの態度の維持が困難だと感じ始めていた⁶。自身がイギリスから独立を果たしたという歴史的経緯を持つアメリカでは植民地解放を求める世論が強く、国連での議論に消極的な態度しか示さなかった国務省に、世論の批判が集中していた。

8月初め、ラバト駐在のフランス総督からパリに改革案が提出された。それは、グラウイ

の傀儡のスルタンとして不人気なアラファ（Sidi Moulay Mohammed Ben Arafa）を退位させ、その後に様々な政治勢力の代表者からなる王位評議会を結成するというものであった。さらに、その評議会が首相を任命し、首相のリーダーシップのもとで近代国家を建設させることが目的であった。モロッコ国内では政治勢力の分裂が著しく、単独で新体制を樹立・運営する能力を持つ政治勢力が存在しなかった。ナショナリストはモハメドの復位を要求していたが、エル・グラウイらはそれに断固反対していた。特に、最も強力なナショナリスト政党であるイスティクラール党は、彼が直ちに復位することを要求しており、急進ナショナリストと呼ばれていた。他にも、数年後の復位を求める穏健派勢力も存在しており、穏健ナショナリストと呼ばれていた。このような意見の対立から、各政治集団の代表から成る評議会が新首相を任命するという形式が採用されたのである⁷。

注目すべきことは、この改革案がモロッコの将来的な独立を排除していた点である。これは、前年に国内自治体制の樹立に向けて舵を切ったチュニジアと同様であった。このフランスの立場は、国連での各国の立場が示すように、1954年12月の時点でアメリカをはじめとする国際社会からも支持されていた⁸。モロッコについても、アメリカ政府は、将来的な独立を目標としない改革案を支持すると明確にフランス側に伝えた。1955年8月、ディロン（Douglas Dillon）アメリカ駐仏大使らはフォール（Edgar Faure）仏首相と会談し、この計画に基づいて改革に踏み出さない限り、情勢の混乱は明らかであり、国連総会での討議に賛成せざるを得ないと仄めかした⁹。

この結果、フランス政府は8月中旬、国内自治体制の樹立に向けて、重要な一歩を踏み出す決定を行った。このプランは首相の名をとってフォール案と呼ばれたが、その重要なポイントは、イスティクラールを含む主要勢力と協議し、その結論に基づいて新政府を組閣させる点であった。この決定はナショナリストの強力さと、その協力が新体制樹立に不可欠であることを仏モロッコ両国の世論に印象付ける目的を持っていたと言える。8月下旬にフランス南部のエクス・レ・バンで会議が開催されたが、この会議で、アラファを退位させること、その後に、主要政治勢力である伝統主義者・ナショナリストなど合計3名の代表者から構成される王位評議会を作って新首相を任命することが合意された¹⁰。

だが、王位委員会の構成員を巡って仏・モロッコは合意に達せずにはいた。この点は、エクス・レ・バン会議では詳細は曖昧なままであった。穏健ナショナリストであるベッカイ（Si Ould Embarek Bekkai）¹¹と、現宰相であるエル・モクリ（Hadj Mohammed el-Mokri）の二人は確定していたが、最後の一人を急進ナショナリストから選ぶか伝統主義者から選ぶかで対立があったのである。前者がイスティクラール党などナショナリスト政党の立場であり、後者がフランス人入植者と保守派豪族の立場であった。この時期、入植者の政治団体により、モハメド五世の復位に反対するデモが頻発していた。急進ナショナリストが王位委員会の最後のメン

バーになれば、なし崩し的にモハメドの復位に繋がる危険がある以上、フランス側は伝統主義者をその三番目のメンバーにすることを主張せざるを得なかったのである¹²。ナショナリストと伝統主義者は折り合いの困難な勢力であったが、秩序の維持には後者の協力が必要な一方で、近代モロッコ建設には前者の力が不可欠であることは明白だった。

だがアラファは9月の間、自発的な退位を拒み続けていた。彼は、伝統主義者やフランス軍部から退位しないよう促されていた。業を煮やしたフランス政府は、ラトゥール（Pierre Boyer de Latour）総督に、万難を排して彼の自発的退位を取り付けるよう訓令を送る。9月29日の夜、アラファは屈服し、亡命を受け容れた。アラファの退位は、フランスが改革案の第一歩をようやく踏み出せたことを意味していた。次いでフランス政府は、10月1日にモロッコにおける行動計画を発表した。これはエクス・レ・バン合意を基本的に反映しており、かつ、将来的にモロッコに対して主権を与えるが、保護国条約は修正せず、外交権や防衛権は将来的にもフランスが行使し続けることを謳っていた¹³。この時点に至っても、フランスはモロッコの独立という選択肢を全く考慮しておらず、国内自治権のみの付与を計画していたのである。

2. モロッコの独立

しかし、アラファ退位の直前、北アフリカ情勢を大きく揺るがす事件が起きていた。9月22日、チェコスロヴァキア・エジプト武器取引協定が調印されたのである。詳細は次章で述べるが、これは実質的にソ連がエジプトの軍拡に協力し始めたことを意味していた。この協定により、エジプトのナセル（Gamel Abdel Nasser）首相は本格的に中立主義政策に乗り出し、アラブ人民から熱狂的な支持を受ける。ナセルの中立主義は東西陣営どちらにも与せず、双方を競合させることによって安価に援助を得ることを目的としており、この点がアラブ・ナショナリストから大きく賞賛されたのである。この事件は直ちにモロッコに飛び火し、10月1日には反仏武装蜂起が発生した¹⁴。続いて、イスティクラール党の代表であるエル・ファシ（Allal El-Fassi）が10月3日、反仏蜂起を支持し、モロッコとアルジェリア¹⁵が完全独立を達成するまで武装闘争を続けることを宣言した。さらに翌日、彼はエクス・レ・バン合意そのものに反対する姿勢を示した¹⁶。フランスは国内自治の担い手としてイスティクラールに期待を寄せていたのであり、この宣言は大打撃であった。モロッコ情勢は以前にまして緊迫度を増し、次第に内戦へと近づく。

この状況を根本的に変化させたのは、10月25日の、エル・グラウイがモハメドの復位を承認する声明であった。彼は、復位を承認すると共に、独立を承認するようフランスに呼びかけたのである¹⁷。エル・グラウイは、モハメド五世の復位を拒絶し続けてきたことがモロッコ国内世論を深刻に分裂させ、内戦の危険すら生み出してしまったことを自覚したのである。しかし、

彼はナショナリストの圧力に完全に屈したわけではなかった。彼はナセルの中立主義が国内のナショナリズム感情を刺激し、伝統的な社会秩序とパシャたちの権威を融解させてしまうことを怖れていた。モハメド五世はナショナリズムの象徴であると同時に、伝統的なムスリム秩序の頂点に立っていた。この意味でグラウイによる復位の承認は、伝統主義者側からの巻き返し策でもあったといつてよい。

この結果、モロッコ情勢は再度急転する。モハメド五世の復位をモロッコ側の諸勢力が一致して容認ないしは支持している以上、フランス政府もまた彼の復位を承認せざるを得なくなった。エル・グラウイの計算と同様、モハメドがパシャたちの恐怖を鎮めることができると期待されたのである。グラウイの宣言の直前までのフランス政府の目標は、可能な限りモハメドの力に頼らず、ナショナリスト勢力を中心とした新体制を樹立することであった。モハメドに頼るのは短期的な問題解決にはなっても、長期的に見ればナショナリスト勢力と協力関係を築くほうがはるかに安定的なモロッコ体制を樹立することができると考えられていたからである。つまり、モハメドの復位をこの段階で承認することにより、フランスの政策は大転換を遂げたのである。彼の復位の見込みにより、イスティクラール党は今まで以上に強い態度に出た。10月27日に同党は、もはやエクス・レ・バン合意が現実的ではなく、王位委員会は存在理由を失ったと宣言し、ついに独立を要求するに至ったのである¹⁸。

他方、フランス政府はモハメド五世がモロッコに帰還する前に、彼に対して、フランスのプレゼンスが不可欠であることを認識させる必要があると考えていた。外務省はモハメド五世が、モロッコの将来をフランスとの協力関係を維持したまま運営するが、それには保護国条約の破棄が必要だという考えに立っていると予測していた。これに対してフランス政府の立場は、もはや保護国条約の修正はやむを得ないが、それでもモロッコ外交に関してフランスが権利を保持する、というものだった¹⁹。

10月31日、アラファが自身の退位を宣言し、フランス政府も復位を公式に承認した²⁰。11月6日、フォール首相はモハメド五世とパリ近郊で会談を持ち、モロッコに「フランスと恒久的な政治的紐帯を持つ独立国の地位²¹」を与えることを宣言した。事実上、フランスは保護国条約の修正に同意したのである。なぜフランス政府は、譲歩したのであろうか。それは、いまや「正式な交渉相手 (un interlocuteur valable)」となったモハメド五世に対して、譲歩を行う必要があると考えられたからである。当時モロッコ各地で武装蜂起が継続中であり、襲撃を恐れるフランス入植者は大混乱に陥っていた。このような状況でフランス政府は、モハメド五世のみが情勢を沈静化させ、政治共同体の崩壊を防げると考えていたのである。しかし同時に、彼の復位だけでは不十分だとも認識されていた。独立の約束を与えることによって彼の政治的権威を強化しなければならず、そうでない限りモロッコの政治的統一が図れないと考えられていたのである。ただし、ここで問題となるのが、どのような独立を承認するのか、という点であっ

た。例えばイスティクラール党の内部でも親カイロ派はフランスとの特別な関係を持たない中立的な独立を望んでいたが、親仏派はフランスの影響力を保ったまま独立することを望んでいた。これに対してパシャなどの伝統主義者たちは、やむなく独立を受け容れたものの、ナショナリズムの高揚により自身の地位が脅かされることを恐れ、できるだけ強いフランスのプレゼンスの維持を望んだ。この結果、モロッコ人もフランス人も、独立の必要性を認識していたものの、具体的な独立の内容については曖昧なままであった。

それではなぜ、フランスはモハメド五世に自身のプレゼンスを容認させることができたのだろうか。彼はいかなる利点を感じていたのだろうか。この点に関し、フランス外務省の文書はまず、モロッコ政治勢力の深刻な分裂状況について「イスティクラールはカイロの影響を受けてその要求を強め、またパシャなどの伝統主義者は強力な民衆運動によって封建制度が覆されつつあることに戸惑っている」と説明する。そしてその上で、互いに矛盾する、多様な世論の潮流を和解させるために、モハメド五世は協力者を探しているが、フランスはその理想的な同盟者たりうる、と論じている²²。つまり、モハメド自身が、モロッコの政治的統一を維持するためにはフランスのプレゼンスが不可欠だと考えていたのである。特に、カイロの中立主義の影響は伝統主義者にとっては脅威であり、カイロの影響力を根絶しない限りモロッコ国内で内戦、あるいは革命の脅威が存在したと考えられる。

逆にフランスから見れば、今までの「分割して統治せよ」の原則を放棄して、モロッコを統一して独立させるという方針に転じたと言える。明らかに、独立を認めないという従来の方針からの大転換であった。フランスは、モハメドが復位しても独立を承認しない態度を貫けば、彼が急進派の圧力を受けて中立主義的独立を宣言せざるを得なくなるか、あるいはそれをモハメドが拒否すれば、軍事反乱が激化して内戦に陥る危険性があると判断したのである。いずれの結果もフランスの影響力が霧散してしまう恐れが強い。このような最悪の事態を回避するためには、モロッコに独立を付与して親仏路線を維持させるしか方法が残されていなかった。後述するように、米ソ冷戦を前提に可能になったアラブ中立主義路線を受けてモロッコがフランス陣営を離れようとしたのに対し、フランスは独自のイニシアチブを発揮して自らの陣営にモロッコを留め置こうとしたのである。言うまでもなく、これはアメリカにとっても歓迎すべき方針であり、以後モロッコは、仏米の援助を受けつつ西側陣営に属していく。

状況の変化の急激さは、新体制の目標だけでなく、モハメド五世の役割にも現れていた。モロッコ情勢を注意深く分析していたイギリス外務省は、以下のように議論している。

事態の進展はあまりに強力である。そのことは何よりも、アラファの退位と王位委員会の設立後、フランス人入植者がモハメド五世の帰還を黙認していることに表れている。(入植者の)過激派ですら、文句を言わずに彼を受け容れている²³。

入植者たちが1955年8月以後の改革に強硬に反対し、その声に押されてアラファが退位を拒絶し続けたのは、まさにモハメド復位の可能性が開かれるという恐怖であった。だが、彼の復位が現実となると、入植者たちは全く反対の声を上げなかった。むしろモハメドは、旧体制を保護し、入植者の特権維持に繋がる重要な存在だと認識されたのである。このことは9月半ばまでとはまったく異なる状況にモロッコが置かれていたことを如実に示している。

モハメド五世は続いて首都ラバトに帰還し、公式にスルタンに復位した。彼は11月18日に演説を行って今後の施政方針を説明したが、保護国条約を破棄するかどうかには言及しなかった²⁴。さらに、リフ山脈地方を中心に武装蜂起は継続中であり、他の地域でも依然としてテロ活動も横行していた。フランスにとってもとりわけ問題だったのは、イスティクラール党が11月21日に至って、「外交権と防衛権を付与しない限り、モロッコ新政府に参加する意図がない²⁵」と表明したことだった。同党が参加せずに新体制を樹立することが政治的に不可能である以上、フランスは以後、外交権・防衛権を承認する方向に急速に傾く。11月30日、イスティクラール党員を閣僚に含むベッカイ内閣が誕生した。このことは、11月末までにフランス政府が外交権と防衛権の付与を決定し、それをモロッコ側に通達していたことを意味している²⁶。

1956年初頭から、仏モロッコ交渉が開始される。モロッコが外交権と防衛権を持つという原則は確認されたものの、今度はその内容を具体的に確定する必要があったのである。交渉開始は1956年1月末のフランス総選挙で遅れたが、その後に発足した社会党のモレ（Guy Mollet）政権は、3月2日にモロッコ側と保護国条約廃棄について合意し、モロッコの独立を承認することを宣言した。これを受けて、ファシは1955年10月以後の反政府活動を停止し、スルタンへの忠誠を声明する²⁷。そして5月に至り、重要案件については両国が事前交渉を行って政策協調を図ることを定めた外交協定が調印された²⁸。こうしてモロッコは完全独立を達成したものの、外交権行使をはじめとしてフランスの政治的影響力が残された。

ついで仏モロッコ間で、財政援助を巡る交渉が始まった。モロッコ政府はアメリカなどフランス以外から直接援助を受けるなど、複数の選択肢を持つことで有利に交渉を進められると期待していた。モロッコ政府は、エジプトと同様、仏米を競合させることにより、有利な条件での援助を引き出せると考えたのである。だがアメリカ政府は、次章で述べるように、あくまで自国がフランスの援助の補完的役割のみを果たすという立場に固執し、モロッコ側を落胆させることになる。この結果、フランスによる、不利な条件での援助の申し出を甘受することを余儀なくされていく²⁹。こうしてモロッコは、財政援助を受け容れることにより、経済面でのフランスによる統制を受けることになったのである。

3. 中東情勢とチェコスロヴァキア・エジプト武器取引協定

イギリスの旧植民地地域であった中東は、第二次大戦後もフランスの統治下に置かれていた北アフリカとは全く異なる状況にあった。第一次大戦直後、イラク・ヨルダン・パレスチナをイギリスは委任統治下に置き、またエジプトも植民地として保有していた。だが、1922年にはエジプトに、1932年にイラクに独立を付与した。つまり、フランスが第二次大戦後になって開始した脱植民地化政策をすでにイギリスは中東で実践しており、形式的とはいえ独立国としての地位を一部の地域に付与していた。無論、これは中東がイギリスにとって重要性を持たなかったことを意味しない。逆に、イギリスはエジプトではスエズ運河・スエズ基地を保有し、イラクではイラク石油会社を通じて安価な石油を供給させるなど、中東はイギリスの非公式帝国において極めて重要な戦略拠点となっていたのである。

1948年5月のイスラエル建国宣言は、アラブ・イスラエル対立という深刻な問題を中東に持ち込んだ。宣言直後から翌年にかけての第一次中東戦争の結果、イスラエルは1947年の国連決議を大幅に上回る領土を獲得し、また大量のパレスチナ難民が発生したことにより、アラブ諸国の憤激を買うことになる。アラブの盟主であるエジプトでは、第二次大戦後に反英世論が高揚し、1951年10月にはスエズ基地からの英軍撤退が要求されるまでになった。他方、1950年5月に米英仏が発表した三国宣言を通じて、アラブ・イスラエル間で軍事的均衡が達成されたことにより、軍事的緊張は緩和された。米英は1954年12月、アルファ計画と呼ばれる、両者の和解に向けたプランを検討することにつき、大筋合意した³⁰。

だが米英の期待に反し、和解に逆行する事態が中東で発生する。1955年9月、チェコスロヴァキア・エジプト武器取引協定が締結された。表向きは二国の商業取引という形式をとっていたが、これは実質的にソ連とエジプトとの協定であり、これ以後、中東情勢は特にイギリスにとって混迷を極めるものとなる。英米は両者に再三、武器取引を中止するか縮小するよう要請したにもかかわらず、数次にわたって戦闘機、爆撃機、戦車など大量の軍備がエジプトに供給された³¹。

エジプトがソ連の軍備を獲得したことは、以下の意味においてイギリスにとって衝撃的であった。第一に、この協定は西側諸国による中東への武器供給独占を瓦解させた。それまで中東では、米英仏三か国が武器供給を独占し、三国から成る委員会が武器供給量を決定してきたところがソ連が参入したことにより、自国の影響力が全く及ばない形でエジプトの軍拡が進むことになる。その結果、西側諸国はアラブ・イスラエル間の軍拡競争を統制できなくなってしまったのである。現に、11月以後、両者の間で軍事衝突が頻発し始める。第二に、親英アラブ諸国、特にイラクもまたエジプトに倣ってソ連からの軍備を獲得する危険が生じた。イラクはモロッコと同様、イスラム教徒が住民のほとんどを占める王政の国家であった。このため、共

産主義を標榜するソ連とイラクが取引する可能性は高かったとは言えない。それでもイギリス政府は、イラクがソ連との武器取引協定に踏み切る危険性を排除していなかった。親英路線を掲げる王政が革命によって倒れ、エジプトに倣って中立主義政権が誕生する危険があると恐れられたのである。その結果イギリスが採用した基本方針は、「他のアラブ諸国、例えばイラクにとって、ソ連による武器供給の申し出に応じないことに利益があると明らかにする措置を講じる³²」ことであった。

こうした状況でイギリス政府は、エジプトを再び親英路線に引き戻すために、ナセル政権に武器供給を行うことは容易に選択できなかった。この選択をすれば、イギリスとソ連を競合させるという背信行為を行ったエジプトに対して、利益を与えることを意味しているからである。従って、イギリスに残された選択肢は、アラブの中でエジプトを孤立させることであり、そのためにイラクにさらなる軍備を与えることであった。しかし、イギリスには財政的余裕がなかったためアメリカを頼らざるを得なかったにもかかわらず、ナセルの煽る反英・反仏アラブ世論がアメリカをも標的とするのではないかと恐れたアメリカ政府は、イラクへの武器供給に積極的に協力しなかったのである³³。

ただし、イギリスはエジプトとの敵対のみを選んだわけではない。エジプトはイギリス権益の障害となりつつあるが、親英路線に引き戻すことも依然として可能だと考えられた。具体的な手段は、以前からエジプトが申し出ている、アスワン・ハイダム建設計画であり、イギリス閣議が10月20日にこの計画への援助を決定したのは、このような背景からであった³⁴。イギリスは、ソ連と競合する武器供給ではなく、経済援助という形式を選んだのである。

だがその一方で、ソ連がエジプト軍拡に協力を開始したことはイスラエルの恐怖心を大いに煽った。10月22日、イスラエルはシリアを襲撃し、次いで11月2日にはエジプトとの国境付近を襲撃した。これ以後、アラブ・イスラエル間で軍事的緊張が急速に高まっていく。11月4日付外務省メモランダムは、ソ連の中東情勢への侵入により失われてしまった「友人」からの信頼を回復しなければならない、と論じる。当時の中東では、エジプトとイラクというアラブ内の覇権争いがイスラエルの不安を刺激し、それがエジプトの軍拡を招き、ソ連が参入したことによってより一層アラブ・イスラエル対立が激化するという悪循環が生まれていた。このメモランダムは、この状況下でエジプトに対して制裁を科すのではなく、新しいアプローチを中東各国に行う必要があると論じた。それによって、アラブ諸国に対して政治的軍事的なイニシアチブを保持していると示すことが、イギリスの狙いであった。このような考慮に基づき、11月9日にイーデンが演説を行い、両者間の対立解消にはイスラエルが領土面で譲歩することが必要だと強調した³⁵。

この演説はアラブに好意的だと観測されたため、ナセルはアラブ・イスラエル和解に乗り出すことに同意した³⁶。アルファ計画が、違った形で再生したのだと言える。12月半ばに米英政

府は、世界銀行を交え、アスワン・ハイダム建設援助の計画に合意した³⁷。アラブ・イスラエル和解という困難な作業を主導することを決意した、ナセル政権に対して報酬を与えることが目的であった。そうなれば、エジプトは西側から経済援助を得つつ、アラブの中で指導力を発揮できることになる。またダム建設を推進するのであれば軍拡に財政を支出することもできず、ソ連から軍備を大量には得られなくなる。同時にイスラエルとの軍事的緊張も緩和される。アラブ諸国の政府も軍部から軍備を獲得するよう圧力を受けることもなくなり、イラクの親英政権も安定する。これが、イギリス政府の想定する好循環であった。

ところが、事態は正反対に進展した。1956年1月初頭から、ナセルは和解へ主導権を発揮することに再び難色を示し始めた³⁸。これはアラブ・イスラエル間の軍事的緊張がさらに増し、エジプト自身が軍備を欲していたからだと考えられる。それに加えてナセルは、米英の示したダム建設援助計画にも消極化し始めた。世銀が融資を行うことによる、エジプト予算への統制が、世論の理解を得にくいというのが理由であった。明らかに、イギリスが思い描いていた青写真とは逆行する姿勢であった。

イギリス政府の期待が急速に潰えていくなか、3月1日に発生したグラブ（Sir John Bagot Glubb）将軍解任事件は決定的意味を持った。ヨルダンに1946年に独立を果たしたばかりであり、アラブ軍団と呼ばれる軍隊がイギリスの多額の財政援助を受けて設立され、事実上の国軍として機能していた。グラブはイギリス人でありながら、アラブ軍団の司令長官を務めていた人物であった。しかし、ナセルの反英宣伝がこの弱体な国家での反英世論を煽った結果、国王は将軍を解任せざるを得なくなったのである。これを見たイギリスは、エジプトを明白に「敵」だと見なす方針に転じた。中立主義政策を以前からイギリスが敵視していたことに違いはなかったが、ここにきて対エジプト宥和策が逆効果しか持たないことが明白になった。エジプトは障害を創り出しているのみであり、宥和的な態度は全く無意味である。この判断に至ったイギリス政府は、3月上旬、ダム建設援助を撤回することを決定した³⁹。エジプトを屈服させ、再び親英路線に引き戻すことが依然として主要目標だったのである。

しかしアメリカ政府は、ソ連がダム建設援助を申し出ることを危惧し、援助計画を撤回することに消極的であった。この結果、米英政府は援助交渉を遅延させる方針を採用する。イギリス政府は、単独で援助を撤回してエジプトの敵意を買うことは避けなければならず、結局アメリカの方針に従った。次いで6月17日、ソ連はエジプトにダム建設援助を申し出たが、それに対してナセルは回答を留保したまま、8月にソ連を訪問することを発表した。続いてエジプト政府は、7月半ばに駐米大使館を通じ、1955年12月の援助計画案に基づいて再交渉する構えを見せる。ソ連案は米英案よりもエジプトに有利であったが、しかしナセルはむしろ西側の援助を望んでいたのである。だが、このように米ソを両天秤に掛ける行為こそ、ダレス（John Foster Dulles）国務長官の最も嫌うところであった。彼は19日、エジプト側に援助撤回を通告

し⁴⁰、翌日イギリスもそれに従った。

1950年代半ばは第三世界の反植民地主義ナショナリズムが高揚した時期であり、米ソはこの潮流におおむね好意的だと観測されていた。このため、援助撤回の決定を、特に第三世界諸国の指導者は大きな驚きをもって受け止めたと言ってよい。現に、モロッコの指導者にとっても、この事件は衝撃的であった。モロッコは、同年3月に独立の原則について合意した後、財政援助についてフランス政府と交渉を継続中であった。独立後、多大な財政援助を必要としていたモロッコ政府と交渉にあたっていたフランス人官僚は、7月26日にアメリカのディロン駐仏大使に対して以下のように発言している。

当初モロッコ側は、独立すれば直ちに、米ソや、場合によっては西欧諸国からも具体的な援助の申し出が殺到すると期待していた。(中略)そのような申し出が来ない状況を前にして(中略)、モロッコ指導者は、フランスと交渉し、今まで遅延させてきた融資に関する交渉を再開する必要があると認識した⁴¹。

このフランス人官僚は、アメリカによるエジプトへのダム建設援助の撤回が、モロッコ政府の態度変更を促すに当たり、効果的だったと謝意を表している。フランスからの融資を受け取るにはフランス議会の審査を経る必要があったが、議会はモロッコ政府の対応を好意的には見ていなかった。以後、モロッコは不利な条件での融資を受諾することを余儀なくされていく。

こうした新興国の態度こそが、英仏などヨーロッパの旧宗主国の狙いであった。イギリス政府もまた、援助撤回が最終的にはエジプトの屈服、ないしはソ連からの援助を受けるという、エジプトにとって好ましくない選択に繋がると観測していたのである。だが、ナセルの選択は違った。ダム建設の資金を獲得するため、彼はさらに大胆な行為に出る。

4. スエズ危機

7月26日、エジプト政府はスエズ運河株式会社を国有化し、運河の通航料をもってダム建設資金に充当することを発表した⁴²。スエズ危機の開始である。運河の国有化は西側諸国にとって衝撃的な事件であり、従来とは全く異なる次元の深刻さを持っていた。それは、単にエジプトが運河という重要な権益を国有化したに留まらず、他の権益の国有化を誘発する危険を持っていた点である。具体的には、イラク政府によるイラク石油会社の国有化である。危機が勃発した直後から、イギリス外務省内では「ナセルから運河統制を奪うことができなければ(中略)イラク石油会社の国有化は時間の問題でしかない⁴³」との見解が共有されていた。そしてその場合、石油価格の高騰はイギリス経済に深刻な打撃を加えると考えられた。つまりスエズ危機

は、運河のみに関わるのではなく、中東の石油権益全体と、ひいてはイギリス経済全体に関わる深刻な危機であった。「武力行使も排除しない⁴⁴」と7月27日の閣議でイーデンが主張したのは、このような事情からであった。

だがイギリス政府は、アメリカ側が武力行使を直ちに開始することに反対だと知らされ、外交による解決を模索する。その一方でイギリスは、フランスと共同で対エジプト軍事作戦の準備を開始した。ナセルがアルジェリア反乱軍に軍備を与え、かつ彼の主唱するアラブ中立主義に煽られた反政府運動が独立直後のチュニジア・モロッコの親仏政権を危機に晒していたことから、フランスはナセル政権に激しい敵意を抱いていたのである⁴⁵。こうして、アメリカとともに外交面でエジプトから譲歩を引き出すように試み、もしそれに失敗すれば、アメリカの支持のもと、フランスとともに軍事作戦を展開するというのがイギリスの作戦であった。米英仏は8月半ばに国際会議を招集し、主な運河利用国とともに問題を検討した。この会議で、国際委員会がエジプト当局に代わって運河の経営を行うという案が出され、西側諸国を中心に採択された。インドヤソ連は、エジプト当局が現行のまま運河経営を担うべきだとして、反対した。こうして西側諸国を中心にスエズ運河利用国団体（Suez Canal Users' Association, SCUA）が結成された。この団体による運河通航料の徴収は、エジプトへの通航料支払いを拒否することを意味していた。エジプトがSCUA所属の国の船舶通航を拒否すれば、戦争への十分な口実となるというのがイギリス側の計算であった。だがダレス國務長官は、9月13日、この事態が起きても開戦の口実としては不十分だとする声明を行った。手詰まりの状態に置かれたイギリスは、9月下旬、フランスとともに問題を国連安保理に付託する⁴⁶。

国連安保理での審議は10月5日から開始されたが、その舞台裏でエジプトは大幅な譲歩を示した。国連事務総長が示した妥協案を、エジプトが承認し始めたのである。この妥協案は六原則からなり、その第三原則はエジプトが運河経営に携わらないことを示唆していた。実はこれは、運河の国際管理を意味すると認識されていたのである。この原則をエジプトが認めてしまえば、それは事実上の国有化の撤回であり、長期的にはナセル政権の自滅に繋がるとイーデン首相は認識していた。それゆえイギリス政府は、「現在の圧力が加えられるのであれば、今週末までに交渉を中止する必要はない」と10月11日に結論付けることができたのである。イギリスの外交努力が実を結びつつあるかに見えた。続いて10月13日に英仏両外相は安保理に決議案を提出し、その第一部でエジプト政府に六原則の遵守を求め、第二部でSCUAが直ちにエジプト政府と共同で運河経営に当たることを要求した。このうち第一部は可決されたが、第二部はソ連が拒否権を行使した⁴⁷。

ところが、フランスの予期せぬ行動により、事態は急転する。フランスはイギリスよりも短い期間での解決を望んでおり、第二部が国連で否決されて今後エジプトとの交渉が継続されることが確実にした結果、軍事力による解決しか残されていないと判断したのである。10月14

日、フランス政府はロンドンに密使を派遣し、イーデンらと会談を持った。この席でフランスのシャル (Maurice Challe) 将軍は、まずイスラエルがエジプトに侵攻を開始し、両者の戦闘調停の目的で英仏が運河地帯に軍事介入する計画を提示した。この計画に関し、事前にイスラエルへの打診があったことは明らかであり⁴⁸、以後イギリスは急速に戦争に傾く。

イーデンらはフランス案をどのように受け止めたのか。実はこの提案は、英仏共同戦線の崩壊を示していた。マルタ島にあるイギリスの基地を使用しなくとも、イスラエル基地を使用すればフランスは軍事行動を開始できるため、14日の提案から、交渉を打ち切るというフランス側の意思は明白であった。つまりシャル案は、フランスがイギリス抜きでも対エジプト軍事攻撃を開始するという明白な意思表示であると認識されたのである⁴⁹。では、なぜイギリス政府は、仏イスラエルと共同での対エジプト攻撃を決定したのか。第一に、イギリスは何らかの形で戦争に介入しなければならなかった。イスラエルからアラブの盟主であるエジプトへの戦闘行為を前にして、1955年秋以後急速に揺らぎ始めた、「友人」である親英アラブ諸国からの「信頼」を維持・回復しなければならぬからである。第二に、エジプトとの交渉が継続中である以上、イギリスは依然としてエジプトに懲罰的行動をとり続ける必要があった。二国軍の進撃を停止させれば、それが論理的にエジプト防衛を意味する以上、極めて大きい政治的危険が伴うことになる⁵⁰。

英仏イスラエル間で交渉が行われ、10月24日、パリ近郊のセブルで三者が対エジプト攻撃に関する秘密協定に調印した。イギリスは、エジプトが譲歩し始めたタイミングで戦争を敢行するという、国際世論・アラブ世論との関係では最悪の選択を余儀なくされたのである。イスラエルは10月29日、シナイ半島侵攻を開始する。二日後、英仏は対エジプト空爆を開始したが、11月1日にはアメリカが国連総会に英仏イスラエルに即時停戦を求める決議案を提出した。アメリカ側が最も恐れていたのは、西側三国が一致してアラブと敵対しているという外観が現れれば、アラブ世論を敵に回し、将来的に西欧への石油供給が途絶する危険が生まれることであった。総会は、アメリカの提出した決議案を可決した。さらに、11月4日、停戦を確保・監督するために国連緊急軍を結成することを提案する決議案をカナダが国連総会に提出し、採択された。英仏軍は11月6日にポートサイドに上陸するが、同日イギリス政府は、エジプト・イスラエル両国が停戦に応じ、同時に国連緊急軍が総会決議に示された目的を達成することを国連事務総長が確約することを条件に、停戦を受諾した⁵¹。

結 論

本稿で取り上げた二つの事例を、いかにして冷戦の文脈に位置づけることができるだろうか。モロッコの独立とスエズ危機という二つの事件はいずれも、エジプトがソ連から軍備を獲得し

たことを、一つの大きな契機として発生している。

ソ連がエジプトのような第三世界諸国に目を向けたことは、1950年代中葉に現れつつあった、国際政治の新しい情勢を反映していた。この頃から米ソはともに、自国のイデオロギー・経済・戦略システムの妥当性は、第三世界で勝利できるかどうかにかかっていると認識し始めていたのである。つまり、戦後の新興国の誕生と、それによる反植民地主義ナショナリズムの高揚ゆえに、米ソはヨーロッパのみならず第三世界の支持獲得に積極化し始めていた。ヨーロッパ諸国と異なり、どちらかの陣営に深く関与することを望まない国々の歓心を得る手段として選択されたのが、経済・軍事援助であった。当時のフルシチョフ（Nikita Khrushchev）第一書記は1955年からアジア・中東諸国に援助を開始し、1956年末までに14か国と経済・軍事援助協定を結んだのである⁵²。

逆にエジプトから見た場合、ナセルの推し進めたアラブ中立主義は、単に東西両陣営のどちらにも属さずにナショナリズムを鼓吹したというものではない。その特徴は、独立以来、次第に反英色を強めながらも基本的に親英路線を採ってきたエジプトが、イギリスの協力のみには依存することなく国家建設を進めることにあった。アメリカや他の西欧諸国にエジプトが頼ろうとするのであれば、イギリスはさほど問題視しなかったであろう。これらはイギリスの同盟国であり、過度にイギリスからエジプトが離れないよう、アメリカなどを抑制することもできたからである。逆にアメリカも、イギリスを刺激しないよう、新興国への援助は旧宗主国の了解のもとで行ってきたのである。しかしソ連や東側諸国にエジプトが頼るのであれば、全く別の問題となる。現にソ連は、イギリスからの要請にもかかわらず、エジプトへの武器供給を自制することはなかった。従って、2つ以上の大国を競合させてより良い条件を引き出すというアラブ中立主義は、冷戦の文脈で初めて可能になったことを強調しておきたい。

西側諸国にとって、アラブ中立主義の持つ危険性は、それが他の諸国・植民地地域に波及しうることであった。まずそれは、モロッコの独立を促した。従来の脱植民地化研究において植民地独立は、歴史の必然として扱われ、意外なほど宗主国側の意図が問われることが稀であった。しかし、独立付与の決定は決して場当たりのなされたわけではない。モロッコの独立前夜にフランス政府が現実には直面した問題は、いかにして影響力を維持したまま独立させるか、という点であった。ソ連がエジプトへの武器供給を開始した結果、そのエジプトから軍備を獲得することによって、フランスの協力なしに独立後の国家建設が可能になったことは、重大な脅威であった。モハメド五世の復位が不可避となり、モロッコを統一できる政治勢力が誕生した結果、もしフランスが独立を承認しなければ、国内の急進的意見を受け、モハメドが中立主義的な独立に踏み切る危険があった。そうでなければ、モハメドは国内の支持を急速に失い、保守派豪族と親エジプト派ナショナリストの間で内戦が起きる可能性すらあった。これらの危険を避けるには、モハメドに独立を約束することで彼の支持基盤を強化し、外交面で親仏

的な路線を維持させるしか方法はなかったのである⁵³。

従ってフランスの関心は、モロッコが親仏国家に留まるか、エジプトに倣って中立主義を選択するか、という点にあった。序論で述べたように、先行研究では、第三世界における冷戦を分析する際に前提とされたのは米ソ冷戦であった。しかし（旧）宗主国の観点からも、旧植民地諸国が自国の勢力圏に留まるか否かは、冷戦の観点から深刻な問題であった。そもそも中立主義路線は冷戦を前提としなければ不可能であり、逆に親仏路線をモロッコに採用させることができれば、アメリカの力を借りて新興国への援助を続け、影響力を保持することができた。具体的には、フランスが主な援助を負担し、アメリカはあくまで「補完的」な役割に留まる、ということである。アメリカにとっても、補完的な役割に甘んじることは、重い負担を避け、フランス世論の感情を刺激しないためにもむしろ好ましい選択であった。新興国を広い意味で西側陣営に組み込んでおくことこそが、旧宗主国とアメリカの意図だったのである。モロッコの独立と、その後にアフリカを中心に旧宗主国が植民地独立を承認する戦略に転じたことは、ソ連による第三世界への物質的援助の本格化に対する対応であったと言えよう。独立承認の方針は、米ソだけではなく、西欧の旧宗主国にとっても冷戦政策の一環であったとすることができる。

しかし、独立承認という手法は、全ての地域で可能だったわけではない。中東ではイギリスは、第二次大戦前から植民地や委任統治領に独立を付与していた。当然ながら、これらの地域でイギリスは、チェコスロヴァキア・エジプト武器取引協定に対して独立承認という切り札を使うことができなかつたのである。そうである以上、この協定の持つ危険性は、それが他の中東の独立国にも波及しうることであった。イギリスの対中東政策において、主眼はエジプトの反英路線を封じ込めることにあったと言えるが、それは対エジプト政策だけで完結するものではありえなかつた。エジプトのライバルであり、イギリスが防衛義務を負うイラクも、潜在的には常に中立主義を選択しうる立場にあった。既に述べたように、イラクはヨルダンなど他のアラブ諸国での影響力拡大を巡ってエジプトと対立関係にあった。つまり、自身が軍備を欲しただけではなく、他国に軍備を供給する能力があるかどうかの問題であり、イラク政府は常に軍部からの圧力に晒されていた。このため、イラクに武器供給を行えるかどうか、現行の親英政権と王朝を維持するうえでの不可欠な条件となったのである。現実にはイギリスにこのような財政的能力はなく、アメリカの援助に依存しなければならなかつた。しかしアラブ中立主義が反西側世論を煽るのを恐れたアメリカは、イラク援助には消極的だった。このためイギリス政府は、アラブ諸国を援助できないことが露見するのではないかと絶えず怯え続ける。

エジプトによるスエズ運河国有化が惹起したのは、イラク油田をイラク政府が国有化するのではないかという恐怖であった。今までイラクはイギリスから軍備を獲得してきたが、エジプトに倣ってソ連からも軍備を獲得するのではないか。ソ連に頼るのであれば、イギリスに依存

を続ける必要はなく、安価な石油供給を続ける必要もない。現にイギリスからの軍事援助が滞りがちである以上、政府が軍部の要求に屈するか、あるいは革命が起き、親英政府が倒れて中立主義路線を選択する可能性があったのである。この事態が起きればイギリス経済には大打撃であり、その経済水準は第三世界並みになると予測された。

これに対してイギリス政府の目標は、軍事力を背景にエジプトと交渉に臨み、国有化を撤回させて屈服させることであった。エジプトが譲歩をしなければ、国際世論が許容する形で軍事力による解決を模索していた。このように、イギリスはエジプトが懲罰を受ける可能性があることを示し続けることによって、イラクなどの親英諸国が中立主義を選択しないよう恫喝していたのである。最終的にイギリスが対エジプト攻撃を選択したのは、仏イスラエル二国がイギリスの参加がなくとも攻撃を敢行することを示唆したからであった。この状況で対エジプト圧力を維持しつつ、仏イスラエルではなくイギリスが中東情勢のイニシアチブを握っていることを示すためには、二国に便乗して対エジプト戦争を開始する途しかイギリスには残されていなかったのである⁵⁴。この後、イラクでは1958年に革命が発生し、国王と親英首相が惨殺された。その後のイラク政権は反英色の強い路線を選択したものの、イラク油田の国有化は1970年代に至るまで行わなかった。ここにスエズ戦争の効果を見ることができる。

以上の議論から、第三世界における冷戦において、従来の議論では捉えきれなかった以下のような側面を指摘できるだろう。モロッコの独立を皮切りに、西欧の宗主国が植民地独立付与に転じたのは、中立主義的独立を防ぐためであった。そして、アメリカの助けを借りつつ、新興国に対して財政援助や軍事援助を行うことによって、旧植民地地域を広い意味での西側陣営に留めておくことができると考えたのである。これこそが、ルイスとロビンソンの論ずる「脱植民地化の帝国主義⁵⁵」という戦略であった。だが、言うまでもなく、独立を得たことで新興国には選択肢が生まれることになる。特に軍備を巡る東側陣営からの支援獲得や、資源の国有化である。これら新たな選択肢は独立を付与したことの代償であり、宗主国にとっては当然のリスクであった。現に宗主国は、新興国による国有化などの急進的な政策全てを防止できた訳ではない。しかし、スエズ戦争に至る過程から理解できるように、イギリスは限られたリソースを用いてイラクによる中立主義路線の選択を防ぐよう努めた。アメリカの政治的支持がない中、イギリスは戦争という手段を選ぶことを余儀なくされたが、それによって当面の間は石油権益の国有化を防ぐことに成功する。石油など死活的に重要な資源の安価な供給を維持することは、イギリスと西欧諸国の資本主義経済を機能させるためにも不可欠だった。

以上の議論をもって、西欧の植民地宗主国すべての戦略を一般化することには無理があろう。だが英仏は、米ソの直接的関与がない地域でも、旧植民地地域を西側陣営に組み込むことを目的とした冷戦政策を展開していたと考えられるのではないか。その際、特にイギリスは自国の資本主義経済の維持を目的としていたと考えられる。このように、第三世界における冷戦を

分析する際に、米ソ冷戦とその狭間で帝国からの撤退を強いられた宗主国という枠組みを超え、後者が冷戦に能動的に関わったことを視野に入れる必要がある。さらに、従来の視角では分析対象とすることができなかった地域をも射程に入れることにより、世界規模での冷戦の全体像を分析することも可能になると言える。

* 本稿は、JSPS科学研究費補助金（基盤研究C）による研究成果の一部である。

研究課題番号：23530205

注

- 1 Odd Arne Westad, *The Global Cold War: Third World Interventions and the Making of Our Times*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2005); Robert J. McMahon, ed., *The Cold War in the Third World*, (New York: Oxford University Press, 2013), Introduction.
- 2 John Springhall, *Decolonization since 1945* (Basingstoke: Palgrave, 2001), pp.16-17.
- 3 池田亮『植民地独立の起源：フランスのチュニジア・モロッコ政策』（法政大学出版社、2013年）。
- 4 Ryo Ikeda, 'The Paradox of Independence: the Maintenance of Influence and the French Decision to Transfer Power in Morocco', *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol.35, no.4, 2007; 池田亮『植民地独立の起源：フランスのチュニジア・モロッコ政策』（法政大学出版社、2013年）；池田亮「スエズ危機と1950年代中葉のイギリス対中東政策」『一橋法学』7巻2号、2008年；池田亮「イギリスの対中東政策と対ソ脅威認識、1955-56 –スエズ危機の前史として–」『一橋法学』9巻1号、2010年。
- 5 *Documents Diplomatiques Français* [以下、DDF], 1955, I, doc.131, Lacoste à July, n° 545/560, 15.3.1955; The National Archives, [以下、TNA], FO371/113831, JM1016/13, Casablanca to Hayman, 24P/55, 14.3.1955.
- 6 フランスの駐米大使は、本国政府にこのことを警告している。DDF, 1955, II, doc.99, Couve de Murville à Pinay, n° 4217/4228, 9.8.1955.
- 7 *Ibid.*, doc.76, Grandval à July, n° 2601/2645, 2.8.1955.
- 8 *Yearbook of the United Nations*, 1954, pp.82-84.
- 9 *Foreign Relations of the United States*, [以下、FRUS], 1955-1957, XVIII, doc.182, Paris to the State Department, no.489, 2.8.1955.
- 10 Pierre Boyer de Latour, *Vérités sur l'Afrique du Nord*, (Paris, Librairie Plon, 1956), p.173; 池田亮『植民地独立の起源』pp.244-245; *L'Année Politique*, 1955, p.263. 伝統主義者とは、エル・グラウイを代表とする保守派豪族を指す。
- 11 彼はかつてモロッコ北部のセフル地方のパシャの地位にあったが、親モハメド派であり、穏健ナショナリストの代表的存在であった。

- 12 *L'Année Politique*, 1955, p.271.
- 13 *DDF*, 1955, II, doc.235, Latour à July, n° 3297/3302, 22.9.1955; doc.250, July à Latour, n° 1361/1364, 27.9.1955; doc.259, July à Latour, n° 1418, 1.10.1955.
- 14 *Ibid.*, doc.275, p.617, footnote 2.
- 15 アルジェリアでは1954年11月に反仏武力蜂起が発生し、アルジェリア戦争が開始された。
- 16 *Le Monde*, 6.10.1955.
- 17 *L'Année Poitique*, 1955, pp.288-289.
- 18 池田亮『植民地独立の起源：フランスのチュニジア・モロッコ政策』（法政大学出版局、2013年）, pp.263-264。 *Le Monde*, 28.10.1955; The National Archives and Records Administration, [以下、NARA], RG59, CDF, 771.00/11-355, 3.11.1955.
- 19 *DDF*, 1955, II, doc.342, 31.10.1955.
- 20 *Le Monde*, 1.11.1955.
- 21 *DDF*, 1955, II, doc.369, p.817, footnote 4.
- 22 *Ibid.*, doc.353, Note de la Direction générale des Affaires marocaines et tunisiennes, 9.11.1955.
- 23 TNA, FO371/113836 JM1016/208, Rabat to Macmillan, no.81, 7.11.1955.
- 24 Ministère des Affaires Etrangères, Maroc 1950-1955, vol.92, Situation politique au Maroc (novembre 1955).
- 25 *Le Monde*, 23.11.1955.
- 26 *DDF*, 1955, II, doc.404, Pinay à Dubois, n° 2094/2100, 2.12.1955.
- 27 *DDF*, 1956, I, doc.187, Dubois à Savary, n° 762/771, 19.3.1956.
- 28 Stephan Bernard, *The Franco-Moroccan Conflict*, (New Haven: Yale University Press, 1968), translated by Marianna Oliver et al, p.369.
- 29 NARA, RG59, CDF, 651.71/7-2656, Paris to Dulles, no.444, 26.7.1956.
- 30 *FRUS*, 1952-1954, vol.IX, doc.71, Statement of Policy Proposed by the National Security Council, 24.4.1952; doc.934, The Secretary of State to the Department of State, no.4, 17.12.1954.
- 31 エジプトが購入した軍備は、MiG15戦闘機が120機から200機、IL 28爆撃機が30機から60機、戦車200台などと推定され、総額1億4000万ドルに上ると見積もられている。Rami Ginat, *The Soviet Union and Egypt, 1945-1955* (London: Frank Cass, 1993), p.215.
- 32 TNA, CAB128/29, CM(55)34, 4.10.1955.
- 33 *FRUS*, 1955-1957, vol.XIV, doc.327, Memorandum of a Conversation, Department of State, 6.10.1955.
- 34 TNA, CAB128/29 CM36(55), 20.10.1955.
- 35 TNA, FO371/115580, VR1076/331, 'Palestine Settlement', Memorandum by Arthur, 4.11.1955; VR1076/320, 5.10.1955; Noble Frankland, ed., *Documents on International Affairs, 1955*, (Oxford University Press, 1958) pp.382-385.
- 36 TNA, FO371/115580, VR1076/338, Cairo to FO, no.1693, 10.11.1955; *FRUS*, 1955-1957, vol.XIV, doc.

- 402, the Department of State to the Delegation at the Foreign Ministers Meetings in Geneva, Tosec 246, 12.11.1955.
- 37 *Ibid.*, vol.XIV, doc.457, Hoover to the Embassy in the UK, no.3466, 14.12.1955.
- 38 *FRUS, 1955-1957, vol.XV*, doc.27, Message from Anderson to the Department of State, no.16, 22.1.1956.
- 39 TNA, CAB128/30, CM19(56), 6.3.1956.
- 40 *FRUS, 1955-1957, vol.XV*, doc. 243, Letter from Makins to Dulles, 5.4.1956; doc.411, Memorandum from the Director of Central Intelligence to the Secretary of State, 27.6.1956; doc.478, Memorandum of Conversation, Department of State, 19.7.1956.
- 41 NARA, RG59, CDF, 651.71/7-2656, Paris to Dulles, no.444, 26.7.1956.
- 42 *FRUS, 1955-1957, vol.XVI*, doc.1, Editorial Note.
- 43 TNA, FO371/119128, JE14211/1390, Memorandum by Beeley, 18.8.1956.
- 44 TNA, CAB128/30/2, CM(56)54, 27.7.1956.
- 45 *FRUS, 1955-1957, vol.XVI*, doc.43, the Embassy in the UK to the Department of State, Secto 6, 2.8.1956. かくして、モロッコの中立主義路線の採択を阻止するというフランス政府の方針は、スエズ危機の際にも一貫していたのである。
- 46 TNA, CAB134/1216, EC(56)5, 31.7.1956; *FRUS, 1955-1957, vol.XVI*, doc.95, the Delegation at the Suez Canal conference to the Department of State, no.20, 18.8.1956; doc.216, footnote 2; *DDF, 1956, II*, doc.29, Pineau à Chauvel, n° 9934/9937, 24.9.1956.
- 47 TNA, CAB134/1216, EC(56)31, 2, 25.9.1956; TNA, CAB134/1217, EC(56)58, 11.10.1956; *FRUS, 1955-1957, vol.XVI*, doc.341, Editorial Note.
- 48 この会談は、政府資料などの記録は一切残されていない。同席したナッティングの回顧録で、初めて暴露された。Anthony Nutting, *No End of a Lesson*, (New York: Clarkson N. Potter, 1967).
- 49 現に、イーデンは閣議でそのように発言している。TNA, CAB128/30, CM(56)74, 25.10.1956.
- 50 池田亮「スエズ危機と1950年代中葉のイギリス対中東政策」『一橋法学』7巻2号、2008年。
- 51 *FRUS, 1955-1957, vol.XVI*, doc.455, Memorandum of Conversation, the 302d Meeting of the NSC, 1.11.1956; doc.496, Editorial Note; doc.519, London to the Department of State, no.2517, 6.11.1956.
- 52 Walter LaFeber, *America, Russia, and the Cold War, 1945-2006*, (New York: McGraw-Hill Companies, 2006), pp.177-179. 同様の指摘をする次の論文も、チェコスロヴァキア・エジプト武器取引協定に言及している。石井修「冷戦の「五五年体制」」『国際政治』第100号、1992年。
- 53 池田亮『植民地独立の起源：フランスのチュニジア・モロッコ政策』（法政大学出版局、2013年）、第7章。
- 54 池田亮「スエズ危機と1950年代中葉のイギリス対中東政策」『一橋法学』7巻2号、2008年。
- 55 Wm. Roger Louis and Ronald Robinson, 'The Imperialism of Decolonization', *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, 22/3 (1994).

参考文献目録

一次史料（未公刊）

Ministère des Affaires Etrangères, Maroc 1950-1955.
The National Archives, CAB128, CAB134, FO371.
The National Archives and Records Administration, RG59, Central Decimal Files.

一次史料（公刊）

Documents Diplomatiques Français, 1955, I, II, 1956, I.
Foreign Relations of the United States, 1952-1954 vol.IX, 1955-1957, vol.XIV, XV, XVI, XVIII.
L'Année Politique, 1955
Yearbook of the United Nations, 1954.

新聞

Le Monde, 1955

二次史料

Bernard, Stephan, *The Franco-Moroccan Conflict*, (New Haven: Yale University Press, 1968), translated by Marianna Oliver et al, p.369.
Frankland, Noble, ed., *Documents on International Affairs, 1955*, (Oxford University Press, 1958).
Ginat, Rami, *The Soviet Union and Egypt, 1945-1955* (London: Frank Cass, 1993).
Ikeda, Ryo, 'The Paradox of Independence: the Maintenance of Influence and the French Decision to Transfer Power in Morocco', *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol.35, no.4, 2007.
LaFeber, Walter, *America, Russia, and the Cold War, 1945-2006*, (New York: McGraw-Hill Companies, 2006).
de Latour, Pierre Boyer, *Vérités sur l'Afrique du Nord*, (Paris, Librairie Plon, 1956).
Louis, Wm. Roger and Ronald Robinson, 'The Imperialism of Decolonization', *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, 22/3 (1994).
McMahon, Robert J., ed., *The Cold War in the Third World*, (New York: Oxford University Press, 2013).
Nutting, Anthony, *No End of a Lesson*, (New York: Clarkson N. Potter, 1967).
Springhall, John, *Decolonization since 1945* (Basingstoke: Palgrave, 2001).
Westad, Odd Arne, *The Global Cold War: Third World Interventions and the Making of Our Times*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2005).

池 田 亮

池田亮「スエズ危機と1950年代中葉のイギリス対中東政策」『一橋法学』7巻2号、2008年。

池田亮「イギリスの対中東政策と対ソ脅威認識、1955-56 – スエズ危機の前史として –」『一橋法学』9巻1号、2010年。

池田亮『植民地独立の起源：フランスのチュニジア・モロッコ政策』（法政大学出版局、2013年）。

石井修「冷戦の「五五年体制」」『国際政治』第100号、1992年。

(いけだ・りょう 英語キャリア学部准教授)